

ほほえみ

母子福祉部会副部長 大町 千恵子

日頃より、母子生活支援施設事業及び母子福祉にご尽力いただきありがとうございます。

東京都社会福祉協議会母子福祉部会では、施設機能の充実と地域福祉増進及び利用者へのサービス向上のために、施設長と従事者が協力して、実践・研究にあたっています。平成23年度は、「広域利用にむけて」という一つの大きなテーマに焦点をあててきました。東京都内には、現在は公設民営となっていますが公立施設が半数、民立民営施設が半数あります。自治体設置であることから、23区内では、自区内発生・自区内入所で対処してきました。しかしDV被害者の支援を考えると、安心安全な暮らしを保障するには、他区にある施設も利用できるという選択肢があることは、大きな安心につながります。利用者のニーズを考慮して支援するためにも、都内23区26市間の相互利用を可能にすることを、東京都とともに検討してきました。東社協児童・女性福祉部会等活動助成事業の助成金を受けて、そのためのシステム開発を行い、平成24年度から徐々に始動できそうな段階となってきたところです。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、社会保障と税の一体改革、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会などが、それぞれにある程度の結論を出した年でもありました。児童福祉施設最低基準の見直しを受けて、平成24年度は新たなスタートをきることとなります。「社会的養護の施設として子育て支援を強化し、広域利用を始動する」年として、平成24年度のテーマをあげました。

来年度も引き続き、母子生活支援施設の関係機関や団体の協力を得ながら、母子福祉の向上を目指していきたいものです。

目 次

- 2ページ 「空き室状況把握システム」構築と「地域重点事業（PR事業）」開催について
- 3ページ 「社会的養護を担う母子生活支援施設の最低基準改正における課題と今後」にむけて
- 5ページ 施設紹介（母子生活支援施設 のぞみ荘）
- 6ページ 東日本大震災に関するアンケート結果
- 8ページ 編集後記

母子生活支援施設における「空き室状況把握システム」構築と「地域重点事業（PR事業）」開催について

広域利用推進委員会
委員長 山田光治

東京都社会福祉協議会母子福祉部会は、都内 37 の母子生活支援施設と（財）東京都母子寡婦福祉協議会で構成されています。

社会福祉法、児童福祉法、地方自治法等の改正により、母子生活支援施設の社会的資源としての役割の変化を求められる中、措置から利用契約方式へ転換、自己決定権の尊重等、母子生活支援施設を取り巻く制度が変革する中で、施設の支援を必要とする世帯にとって、自由に施設選択できるとは残念ながらなっていません。特に、DV、夫等の暴力被害や追跡から母子の安全を確保するには、同一地区内の利用には限界があるためどうしても広域利用が必要であります。

当部会として多年にわたり広域利用の推進を掲げ、取り組んできました。都民にとって、社会資源が有効に活用され利用者本位の視点から母子福祉の向上を願ってきたからであります。

47 都道府県に母子生活支援施設が 269 施設（内 7 施設は休止中）ある中で、37 施設はもちろん全国一の施設数ですが、平成 22 年 10 月に実施された国勢調査における日本の人口、128,056,026 人、51,951,513 世帯、東京都の人口は 13,161,751 人、6,403,219 世帯です。人口比、世帯比で比較して、けして恵まれて多いわけではありません。

東京は、人が国内外から、収入機会、就職の多様性、交通、流行、教育、生活の利便性を求めて集中していますが、すべての人の希望が叶えられるわけではないのです。東京のひとり親家庭、特に母子世帯の生活環境は、日本が抱える社会的課題を凝縮しています。その中でも母子生活支援施設での支援を必要としている世帯は複数の課題を複雑に絡めて抱えている傾向が高まっています。

都内 37 施設も設置主体が区市立 19 施設、社会福祉法人立 18 施設。所在地域も 23 区内に 31 施設、多摩地区に 6 施設と偏在し、23 区内でも複数施設がある区と、施設が無い区がある状況です。

広域利用については、支援を必要とする母子世帯、母子部会・施設の思い、自治体行政のそれぞれの努力にもかかわらず、行政間の調整、地域住民の理解、財政事情等様々な阻害要因等で、なかなか推進が進まない状況でした。

東京都では次世代育成支援東京都行動計画（後期）に基づき、「母子生活支援施設のあり方検討委員会」を設置し、これまでの課題を整理し、一定の方向性を見出して、平成 23 年度、東京都、部会役員会、直接支援の窓口となる市区町村の福祉担当課と調整を図りながら、東京都社会福祉協議会の「児童・女性福祉部会等活動助成事業」を活用し、平成 24 年 4 月からの稼働を目指して、母子生活支援施設の空き室状況把握システムの構築を進めています。

また、広域利用推進委員会も、「児童・女性福祉部会等活動助成事業」を活用し、地域重点事業（母子生活支援施設PR事業）として、ポスター・パンフレットの作成と、江東区で第 1 回目の「母子生活支援施設紹介展示会【2 月 23 日(木)～2 月 26 日(日)主催母子福祉部会、後援東京都、協賛江東区】を部会施設長・従事者の動員協力を得て、盛況のうちに開催することが出来ました。

広域利用が必要な利用者、それを支援する自治体担当者の選択の幅を広げ、着実に広域利用の推進を実現したいと活動しています。

社会的養護を担う母子生活支援施設の最低基準改正における課題と今後に向けて

全国母子生活支援施設協議会会長 大塩孝江

1. はじめに

2010年(平成22年)12月、全国の児童養護施設を中心に広がった「タイガーマスク現象」は、戦後ほとんど改正されなかった児童福祉施設の最低基準を大きく動かししました。

社会的養護に関する課題検討委員会(以下「課題検討委員会」とする)が、児童福祉施設最低基準が都道府県へ条例委任される前に改正できるものはスピードをもって改正する、平成24年度予算に盛り込めるものを搭載、財源が確保された際(「子ども・子育て新システム」とリンクする)には大幅な職員配置の拡充、を目標として4回開催され、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会(以下「社会的養護専門委員会」とする)を経て、「社会的養護に関する課題と将来像(以下「課題と将来像」とする)」がまとめられました。

厚生労働省では「課題と将来像」を受けて、2011年(平成23年)6月17日、ならびに9月1日の2回にわたり、児童福祉施設最低基準等の改正を行いました。

2. 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について(母子生活支援施設関係分)

[平成23年6月17日付] (児童福祉施設最低基準の都道府県等条例への委任の前に新たな財政措置を伴わない範囲での改正)

- (1) 職員配置基準の改正
- (2) 職員の資格要件の改正
- (3) 設備基準の改正
- (4) 運営理念等の改正

[平成23年9月1日付]

- (1) 児童福祉施設施設長の資格要件の明確化
- (2) 施設長の研修の義務化
- (3) 第三者評価の受審と公表の義務化
- (4) 「施設運営指針」を策定することが課題として提言

3. 最低基準改正の議論においての到達点、評価できること、課題

(「社会的養護における課題と将来像」における母子生活支援施設関連部分 p15~p18)

(1) 到達点・評価できること

- ①課題検討委員会設置の段階では全国母子生活支援施設協議会は委員から除外されていましたが、兜森和夫前会長の強い陳情によって、参画することができたこと。
- ②課題検討委員会には社会的養護の当事者からも委員に入り、貴重な意見が報告書に反映されたこと。
- ③「社会的養護の課題と将来像」の中で、母子生活支援施設が社会的養護を担う児童福祉施設として改めて位置づけられたこと。
- ④母子生活支援施設の利用者像の変化に対応した母子生活支援施設の機能の充実・強化の必要性と、そのために必要な措置を講ずる必要性が以下のように示されたこと。

【改善の方向】

職員配置の強化と資質の向上、施設の適正配置と広域利用の確保、施設間格差の是正

- ⑤「母子生活支援施設に期待される役割の変化を踏まえ、すべての施設が、以下のような入所者支援機能を充実させていく必要がある。」と書き込まれたこと。

- (a) 母に対する支援
- (b) 子どもに対する支援

- (c) 虐待の防止
- (d) 母子再統合の支援
- (e) アフターケア、地域支援

⑥⑥のような支援を行うためには、母子生活支援施設の人員配置は手薄であることから母子支援員や少年指導員の基本的な人員配置を引き上げ、入所者支援の取り組みを充実させていく必要があり、[職員配置の充実と支援技術の普及向上]が書き込まれたこと。

(2) 及ばなかった点、今後の課題

①課題検討委員会に向けて全母協が要望していた「被虐待児個別対応加算、特別生活指導費加算、保育士加算を最低基準改正における標準配置として欲しい」との要望が実質的な改善には至らなかったこと。被虐待児加算など90%以上配置している児童養護施設等他の社会的養護施設に比べ、母子生活支援施設は加算職員の配置率が42%と低かったため、最低基準の当面の改善(本年6月)には至りませんでした。

②「課題と将来像」において、入所者支援機能を強化するために安定的な財源が確保された時点での抜本的な財源が投入された際の職員配置(最低基準の改正)が、全母協が要望していた職員配置の1/2の水準に留まっているため、今後も必要な職員配置に向けて要望し続けなければなりません。

【課題と将来像の中で示された職員配置基準】

交代勤務で常時2名配置の勤務ローテーションを確保できる水準とするために、標準の母子生活支援施設定員20世帯の施設では、母子支援員・少年指導員を合わせて現行の4名配置→6名配置に上げる。入所10世帯が増えるにつき→母子支援員・少年指導員各1名を世帯担当者として配置できる人員配置とする。

【全母協の要望水準】

- (1) 母子支援員：定員10世帯未満 1人、定員10世帯 2人、定員10世帯以上は5世帯増えるごとに1人を加える
- (2) 少年指導員および保育士：少年指導員・保育士等児童を担当する職員を母子支援員と同じ配置
- (3) 被虐待児個別対応職員： 1人
- (4) 心理療法担当職員：対象児童(母子)10人以上について1人、対象児童(母子)が10人増えるごとに非常勤職員1人(0.5)を加える
- (5) 事務職員：1人(専任)、定員10世帯未満の場合は母子支援員等が兼務
- (6) 調理員： 1人(調理員またはこれに代わるべき者)

③改善が必要と指摘された以下の4項目について、早期の実現を要望し続けていくことが必要です。

- ・個別対応職員の配置について、少なくとも定員20世帯以上の施設については、義務化を図る。
- ・保育所に準ずる設備を設けて保育を行うときは、保育の充実を図るため、職員配置基準を保育所に準じた配置への引き上げを検討する。
- ・非常勤母子支援員を加算する特別生活指導費加算については、対象者への支援の充実を図るため、特に対応困難な母子の人数に応じて、加算職員を複数配置できる仕組みを検討する。
- ・夜間宿直体制の確保。

4. まとめ

母子生活支援施設利用者の状況は、DV被害者、被虐待児、障がいのある母子、経済的困窮、保護者である母が子ども時代に暴力や貧困に晒されていた等、幾重にも困難な状況を抱えての入所に至っています。母子生活支援施設が家族支援を行う唯一の児童福祉施設として、子どもの育ちを保障することと共に、それぞれの世帯の自立へ寄り添い、家族を丸ごと支援していくためには、現在の最低基準における職員配置だけでは到底不可能です。今後も引き続き最低基準の改正に向けて要望を続けていかなければなりません。と同時に各施設においても利用者のニーズを受け止め、常に利用者支援の向上を図っていかねばなりません。

今後利用を希望される一世帯でも多くの母子世帯を受け入れられるよう、そして利用者がどの地域のどの施設に入所されても、現在策定中の「運営指針」に示される標準的な支援が提供できるよう、今後も全母協として課題に向けて取り組んでまいり所存でございます。皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

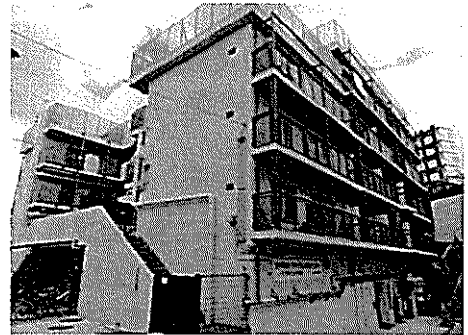
施設紹介

本年度は都内では一番新しい施設となるのぞみ荘を見学させていただきました。大通りや最寄りの駅が近いので、交通の便がよいところでした。

のぞみ荘

施設設置	社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
運営主体	社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
施設規模	H22年6月1日に新宿区教職員住宅を改修し事業開始。 2F・・・被災者用一時滞在用居室2部屋、事務室、宿直室、相談室、静養室、会議室、保育室、学習室 3F～5F・・・母子居室部屋 3F・・・緊急一時保護用居室2部屋、相談室
定員	20世帯
居室間取り	1K(およそ20㎡):5室 2DK(およそ40㎡):15室
職員数	施設長1、母子支援員3、少年指導員2、相談員4(被虐待児個別対応職員、非常勤職員等)保育士1、嘱託医1(産婦人科医による月1回の健康相談、健康診察を実施) * 主担当、副担当、子ども担当の職員3人でチームとなり、随時チーム会議が行われている。
受託事業	新宿区と連携して各種受託事業等を運営している。 ①女性等の緊急一時保護施設委託事業 ②被災者用一時滞在施設利用に関する業務委託事業 ③西早稲田リサイクル活動センターとの建物共同管理
施設の特徴	* 家族の関係を育む支援に努めており、母子交流プログラムの実施や週1回来所する心理カウンセラーを積極的に活用している。 * 他区(港区、板橋区)利用者受け入れの他、緊急一時保護(2世帯)、区内の被災者(2世帯)を受け入れている。 * 宿所提供施設で働いていた職員を中心に、DV被害者の支援に当たっている。安全対策として警備員の配置や防犯カメラの設置、離婚問題や精神的ケア等にその経験を活かしている。 * 諸行事・・・特に季節行事を大切にしており、バーベキュー大会やクリスマス会などを実施している。また、懇談会は親子一緒に夕食を食べながら行っている。 * 子どもに対する支援として、一人ひとりとの対話や関係を重視するとともに、集団を活用した子どもの発達や成長を促すプログラムを提供している。

鉄筋コンクリート造5階建て。1Fは西早稲田リサイクル活動センターで、のぞみ荘の玄関扉から外階段を上ると広くなった中央を各共用部屋が囲み、3～5Fの母子居室も外廊下で繋がれ、中央が吹き抜けになっています。



被災者用一時滞在施設利用は新宿区危機管理課の業務委託で原則7日間の利用として受け入れています。男性の利用も可能なため、入口が別となっています。

子どもプログラムや学習ボランティア等を活用した学習支援を行っています。



保育室



緊急一時保護居室(単身、2人世帯向け)兼被災者用一時滞在居室(単身者向け)

東日本大震災に関するアンケート結果

東日本大震災の発生に伴い、各施設においてはさまざまな対応に追われたと思います。その震災時の体験を少しでも今後の支援に活かしていくために、震災対応はどういったものであったのか、震災後にどのような改善活動が行われたのか、防災備蓄はどのようなものを用意しているのかを自由記述式のアンケートで回答していただきました。なお、質問 1、2 については回答項目が多岐に渡ったため、回答数 1 のものは省略してあります。『紀要』に完全版を載せようと考えておりますので、ご了承ください。

質問 1 の震災後の対応について想定外だったことは、①安否確認に時間がかかった 23 施設、②電話が繋がりにくくなった 13 施設、③利用者が帰宅困難者になった 12 施設など、多くの施設で安否確認が円滑に進まなかったようです。逆に、準備通り対応できたことについては、①避難訓練の成果でスムーズに避難することができた 5 施設、②在所者の安否確認 5 施設など、日常的な防災訓練が重要と思われます。

質問 2 の震災後に改善したことについては、①備蓄の購入（防災用品含む）28 施設、②マニュアル（作成、変更、再確認）13 施設、③防災訓練の改善 11 施設などが多く、震災により備蓄等の見直しが進んだことがわかります。また、実際に大規模な地震を経験してみて、防災対応の不備への『気づき』にも繋がったようです。

質問 3 の施設の備蓄品についてですが、①食糧 37 施設（アルファ米 28 施設）、②保存水 33 施設、③非常用トイレ 25 施設、④懐中電灯 18 施設などが挙がりました。また、母子生活支援施設の特徴として、粉ミルクやベビーフード、紙おむつ、生理用品なども挙がっていました。

質問 4 の食料品や飲料水の備蓄日数で、最も多かったのは 3 日分というものでしたが、1 週間分以上を備蓄している施設もありました。

今回の震災は多くの人にとって忘れがたい経験となりましたが、日常的な訓練の重要性や備蓄の大切さ、いざという時の行動などさまざまなことを見直す機会になったと思います。お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。

アンケート回収 37 施設中 37 施設回答（重複回答あり）

1.地震発生後、震災後の利用者対応、施設管理（ハード面・ソフト面）、その他でマニュアル通りに行かなかったこと、想定外だったこと、対応に窮したこと、反対に準備通り、予測通りにできたことなどを具体的に教えて下さい。					
【想定外だったこと】					
食糧・飲料	安否確認に時間がかかった	23	保育関連	保育園等への送迎代行を実施した	9
	利用者が帰宅困難者になった	12		母が帰宅困難者である子どもの保育を実施した	6
	利用者に共有部分の部屋を開放した	4		学校・保育園の対応について未確認だった	4
	利用者に食事を提供した	4	設備関連	電話が繋がりにくくなった	13
	利用者のメンタル面への対応	3		ハード面の損傷	7
	退所者が施設に避難してきた	2	備蓄・物資	震災後に米や水が購入しにくくなった	2
	緊急時の職員召集がうまく機能しなかった	2		備蓄品が適切でなかった	2
職員体制	職員が帰宅困難・出勤不可能となった	11		市中に物資が不足し、余震が続いた場合	2
関係機関	関係機関との連絡が取りづらかった	2			

【準備通りできたこと】					
震災対応	避難訓練の成果	5	備蓄・物資	利用者に防災用品を配布することができた	2
	在所者の安否確認	5		備蓄品リストに賞味期限も載せている	2
	危機管理マニュアル通り実施できた	2	関係機関	行政との連携がスムーズであった	2
	職員がメンタルケアを実施した	2			

2.震災後に改善したこと、あるいは改善しようとしたことは何ですか。具体的に挙げて下さい。

震災対応	マニュアル（作成、変更、再確認）	13	物資・備蓄	備蓄の購入（防災用品含む）	29
	防災訓練の改善	11		非常用持ち出し袋の用意	10
	利用者へ災害に関する啓発・情報提供を実施した	5	職員体制	職員体制の変更	2
	節電対応	4	設備関連	懐中電灯の設置	8
	利用者の在所確認手段を増やした	3		緊急地震速報対応ラジオの設置	5
	避難場所の確認を行った	2		災害時優先電話の加入	4
		耐震補強の実施		4	

3.施設の備蓄品・防災用品はどのようなものを用意していますか。

医療・防災	救急箱	15	医療・防災	日用品	14	トイレ用品	非常用トイレ	25
	非常持出袋	13		炊炊き道具	13		紙おむつ	13
	ヘルメット	11		燃料	11		生理用品	6
	防災頭巾	11		調理器具	11	毛布	14	
	ポリタンク	8	電化製品	懐中電灯	18	寝具・衣服	寝袋	6
	シート	6		ラジオ	14		テント	6
	担架	4		照明器具	9		衣服	3
	転倒防止器具	3		電池	6	調理	日用品	14
	マスク	2		発電機	4		炊炊き道具	13
	ホイッスル	1		拡声器	3		燃料	11
	ロープ	1		浄水器	3		調理器具	11
	工具	1		体温計	1	食糧・飲料	食糧 (アルファ米 28)	37
	トランシーバー	1		充電器	1		保存水	33
	レスキューカー	1					粉ミルク	6
	レスキューコンパクト	1						

